

# 国際電気通信基礎技術研究所動物実験委員会 設置要綱

平成26年4月1日

## (目的)

第1条 国際電気通信基礎技術研究所（以下「ATR」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（平成25年法律第38号。以下「動物愛護管理法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示第84号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「動物実験指針」という。）その他の法令等に定めるもののほか、国際電気通信基礎技術研究所動物実験等の実施に関する規程の定めるところに則して、ATRにおける動物実験等の実施について、実験等を科学的観点、動物愛護の観点及び実験等に関わる職員、研究者等の安全確保の観点から適正に運営されてことを客観的に評価するため動物実験委員会を設置する。

## (方針)

第2条 委員会は、動物実験等の実施にあたり、動物実験等に関する理念である次の各号に掲げる3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施されているかを評価する。

- (1) Replacement 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。
- (2) Reduction 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。
- (3) Refinement 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。

## (任務)

第3条 委員会は次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) 動物実験計画に係る動物愛護管理法等及びこの規程に対する適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び実施結果の適正性に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
- (4) 動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。
- (5) 動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施に関し必要なこと。

### **(組織)**

第4条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 社長が指名する社員
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
  - (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
  - (4) 動物の遺伝子組換えに関して優れた識見を有する者 若干名
  - (5) 社長が指名するその他学識経験を有する者 若干名
  - (6) 経営統括部に所属する社員 若干名
2. 委員会の委員長は、第1項第1号の者をもって充てる。
  3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

### **(議事)**

第5条 委員会は、原則年1回に、委員長が招集しATRにおいて開催する。

2. 年度途中の案件は、メールによる審議とする。
3. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
4. 委員会は、必要があると認めるときは、申請者又は委員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
5. 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
6. 委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
7. 本委員会は、国際電気通信基礎技術研究所遺伝子組換え生物等安全管理委員会との併催とする。

### **(雑則)**

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### 附 則

1. この要綱は平成26年4月1日から実施する。